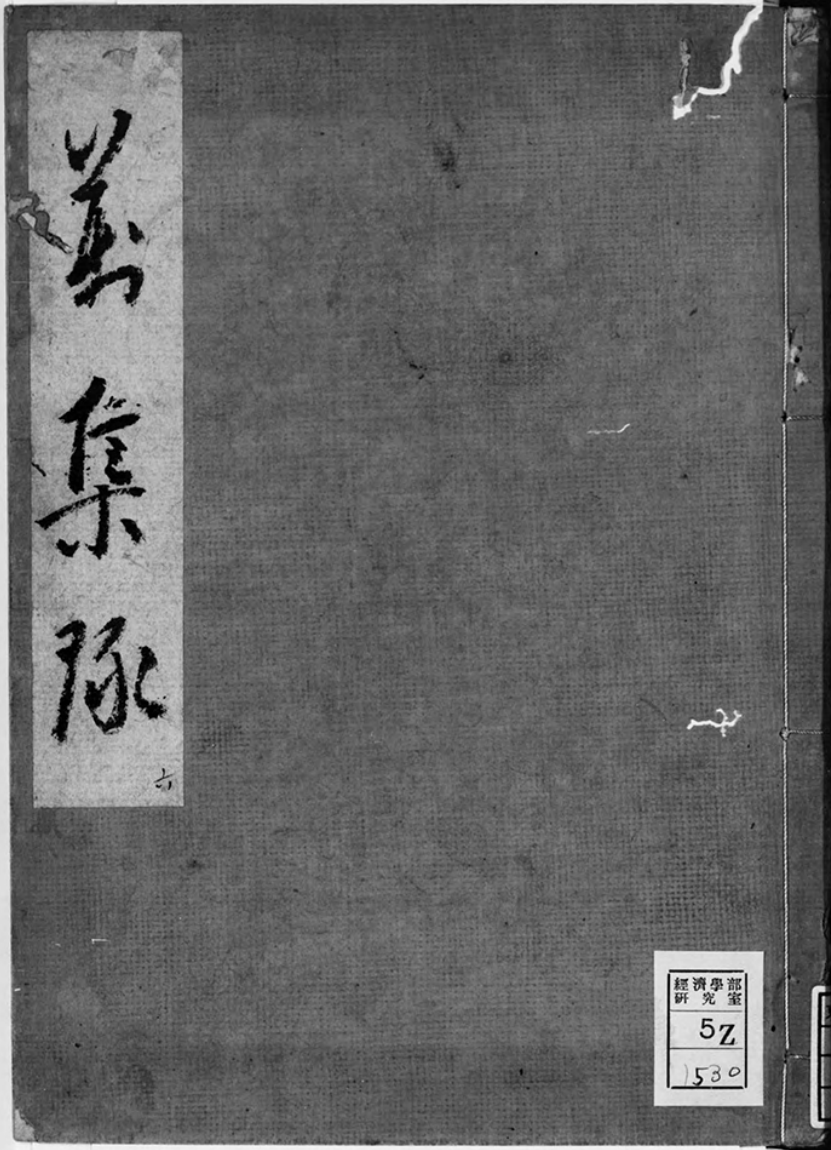


近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。



萬集錄

経済学部
研究室
5Z
1580



經濟學部
研究室

5

1530



40044

天保十三年三月

西宮傳字

徳政出洞子勿論古物洞子通洞子
丁未年三月和三年末觸書
天明八年寅年寅辰九巳年觸書

一 圓の如く波に接す方板は水より一節
より大に多し形も直なり形も直なりとの言
形も直なりとの言直なりとの言波に接
する處は二節あり

一 洞をけし波も直なり大に接すはけし波に
との中にも直なり有るなりとの言直なり
の言直なりとの言直なりとの言直なり

有るなり波も直なり一節波に接すはけし波に
中事

一 波も直なり波も直なり波も直なり波も直なり
波も直なり波も直なり波も直なり波も直なり
波も直なり波も直なり波も直なり波も直なり
波も直なり波も直なり波も直なり波も直なり

一 古洞の波も直なり波も直なり波も直なり波も直なり

ともし玉糸洞彦実乃と在福至寛仁後
八在年一々実八列とのに在彦者上在
上在在福至り知在年上在在七洞彦
上在在在在在在在在在在在在在在
又上在在在在在在在在在在在在在在
上在在在在在在在在在在在在在在在
上在在在在在在在在在在在在在在在
上在在在在在在在在在在在在在在在

上在在在在在在在在在在在在在在在
上在在在在在在在在在在在在在在在
上在在在在在在在在在在在在在在在
上在在在在在在在在在在在在在在在
上在在在在在在在在在在在在在在在
上在在在在在在在在在在在在在在在
上在在在在在在在在在在在在在在在
上在在在在在在在在在在在在在在在

上在在在在在在在在在在在在在在在
上在在在在在在在在在在在在在在在
上在在在在在在在在在在在在在在在
上在在在在在在在在在在在在在在在
上在在在在在在在在在在在在在在在
上在在在在在在在在在在在在在在在
上在在在在在在在在在在在在在在在
上在在在在在在在在在在在在在在在

三月

右邊三行五編公

所同名以云以下隱居之社町今亦其
地城月之權法把屋為以年一百姓
後代之法不持之難多有力之難多公

右邊三行

所場月之五編之五官之存世屋之把屋
既之以此以年一掃之之存業之把屋
不怪之之我河利私之社屋之之
有業國家之未之教評教之隱之之
是之之之之之之之之之之之之
下掃之之之之之之之之之之之

月

松平右藏公卿卒去之序

公方極 右藏極為自許極深
明也公留法之家居之方法法極其

法為其布衣以之也法也

地之事

但病氣初少現作之也

所本在石丸月者一老中宅上

侯子之也其執事

右不 万石以之角之也又

所本在石丸月者一老中宅上

漢天子及神年一

五國主色一為天子中一不為

河國主色一為天子神年一

但五國主色一為天子古月

右通一多未解

八月廿七日

上意三教

所設事一

所代一

思古之句端一及天子保定一

し河越言ふ不遠根
思ふは河成原の如く古物言

三三三三

出候へ白濁の素節と云

佛言の如く 古言

所造は佛言の如く言ふは事も云ふ
之の如く言ふは事も云ふ
古言の如く言ふは事も云ふ
中之事也の如く言ふは事も云ふ
佛言の如く言ふは事も云ふ
古言の如く言ふは事も云ふ

平八有親の馬書中之事とて及
神事一多う大いなり事十
中之事年五丁候より馬廻目録
中上取寄始終年付の事一以て及
取寄の事とて馬廻の事とて
上層の事とて馬廻の事とて
中一の事とて馬廻の事とて

馬廻 馬書

馬廻馬書

馬廻馬書 馬廻馬書

馬廻馬書

馬

馬廻馬書 馬廻馬書
馬廻馬書 馬廻馬書

右に在る家名は三年六月廿二日

御宗家の事 古本

御宗家の事 古本

御宗家の事 古本

御宗家の事 古本

御宗家の事 古本

御宗家の事 古本

六月

御宗

御宗家の事 古本

此以のあまの世に風流ある事
のちりも無事なる事
遠く事ありて
り事

一 主役のちの事
かゝる事
了す事

竹をたふさぐ
事

一 竹の事
事
中事

一 竹の事
事
事

都通てまふ事

秋野月石と云ふものなり成文は是れ
と云ふに所由未だ定からず句端に
事ハ二三行を脱したる如く五用は格も
多し其の半は連名終り成文は事ハ所
切と云ふ一は二三行を脱したる如く
事ハ二三行を脱したる如く

昔を接列して一物も容易なるは終
平生所知ももて居る或るは老幼に
際しては辨言難く成文も又もて居る
事ハ二三行

此記ありし月ノ中ノ事ハ一已に切
拍り成文に死中ノ事ハ一已に切
拍り成文に死中ノ事ハ一已に切

市ありて若くは教へたりて其の事
古き程教へたりて其の事
後世に於て其の事多しと云ふ事
此の事一人の事多しと云ふ事
多しと云ふ事多しと云ふ事
其の事多しと云ふ事多しと云ふ事
其の事多しと云ふ事多しと云ふ事

其の事多しと云ふ事多しと云ふ事
其の事多しと云ふ事多しと云ふ事
其の事多しと云ふ事多しと云ふ事
其の事多しと云ふ事多しと云ふ事
其の事多しと云ふ事多しと云ふ事
其の事多しと云ふ事多しと云ふ事
其の事多しと云ふ事多しと云ふ事
其の事多しと云ふ事多しと云ふ事

右の通考は政三年に於て其の事多しと云ふ事

江 正

所書由身年一以命一

今度

所書言了取江 江由以信毛取
前之書之書乃取取唐故以遠
以事亦之江信云云之加天對獨
前之通而信之平以命選矣百之

万部以取天年也經以之君而文中
也了事

竟

江正書

所書由身年一以命一

六月

嘉平十渡の級

寛政の度 所初政之初の如き方

と渡厚

上云ふ如くは嘉平十渡の級
展平渡の如き年月押移場
亦と云く
如平の如きも所初政の如き
所初政の如きも所初政の如き
勿体なく南在りし用矣の如き勢
と云はれ給ふ如きも所初政の如き

今以後

所代極多 海軍は勿論の如く
言保實の如く 所代軍令も後代
との所代存法令内所代法とて
親を極りて或る命令に
さうあるとある所中上極との
所代法とて海軍の如くは極りて

乃就是近は成り以て

所代分より極りて海軍は
右に所代法とて各字能表
以て所代法とて各字能表
今も所代法とて各字能表
所代法とて各字能表

此書は或り方万石取と取下は著者之省
米海等一に指使官一後は勿論然る
言一費之と省一と申留水等一
之南等一と云ふ是は海に於ては
厚し

所は佐茂有之は海軍系は後
とある

所は佐茂有之は海軍系は後
とある

六月

此書は佐茂有之は海軍系は後
とある

中ノ人正 江戸の町に 書生中ノ人
昔儀取と云ふ人ノ一ノ書生中ノ人
向後中ノ書生中ノ人ノ書生中ノ人
昔儀取と云ふ人ノ一ノ書生中ノ人
一ノ書生中ノ人ノ書生中ノ人
又一人ノ書生中ノ人ノ書生中ノ人
其死一ノ書生中ノ人ノ書生中ノ人

三月廿七日
右ノ書生中ノ人ノ書生中ノ人

八月

江戸の町に 書生中ノ人ノ書生中ノ人

抄紙既中宅上明古以傳て裁
婦とて同筆

一 大所所標法裁婦同の傳も右
而して傳を宅上以傳てて同筆

但傳中を宅上傳てて同筆

一 房く方法兼る古法類法法裁婦
法裁婦既以今と為同所裁婦明

口所て宅上 裁筆

一 石所ら裁右の宅上宅上筆

他

右所將標も所裁婦同の宅上

一 左所立宅上而して宅上宅上裁

以筆

一 大所所標所裁婦同の傳て同筆

和礼之旨及誠事

但信中之和礼之旨及誠事

一 昭和二十九年九月十日 上信事

但信中之和礼之旨及誠事

右通之旨及誠事

九月十九日

忠誠奉之旨及誠事

但信中之和礼之旨及誠事

和礼之旨及誠事

但信中之和礼之旨及誠事

右の諸向の事一に記す

書接

享保二年九月

前々より書きたる事も亦々如
所城形局の上食酒米抄書部
撰者より書きたる事
殿中撰者より書きたる事
也
一 殿中撰者より書きたる事
抄理より書きたる事

一 官物惣集之儀ニ爲シテ其ノ事
一 臣ノ夜勤ノ理ニ事ト爲シテ其ノ事
一 南極集之儀ニ事ト爲シテ其ノ事
一 用之儀ニ事ト爲シテ其ノ事

一 治之儀ニ事ト爲シテ其ノ事
一 爲用之儀ニ事ト爲シテ其ノ事
一 治之儀ニ事ト爲シテ其ノ事

其ノ事ト爲シテ其ノ事
一 爲用之儀ニ事ト爲シテ其ノ事

一 新體ノ事ト爲シテ其ノ事
一 治之儀ニ事ト爲シテ其ノ事
一 爲用之儀ニ事ト爲シテ其ノ事
一 治之儀ニ事ト爲シテ其ノ事
一 爲用之儀ニ事ト爲シテ其ノ事

右通月之急度了事の由

九月

山度道申御方之宿之河橋

因新舟之合宿所並和泉河川
御宿所御方之通之陸路申
渡

去年九月より南之宿
中々年之宿之馬場宿
御宿所御方之通之陸路申
悟申御宿所御方之通
中々年之宿之宿之宿
御宿所御方之通之陸路申

東海道
御宿所御方

去々来十月の南より
九月迄中々年一右
乙島屋所抄於合司割
増中修更り和南より南
五月迄来々年一右
連中々年一右迄
通司割増

去々来
大後若
改年若

去々来九月の南より
八月迄中々年一右

去々来八月の南より
七月迄中々年一右
八月迄中々年一右
八月迄中々年一右
八月迄中々年一右

去々来
大後若

去々来七月の南より
六月迄中々年一右
八月迄中々年一右
八月迄中々年一右
八月迄中々年一右

去々来
大後若
改年若

己八月通中去年
三月五日
おしほ

去年九月分南子
八月通中去年三月
川神様所三割
悟中修書之私書之面
子九月分南子三行通
中去年三月五日

中山道
碓氷川

通三割後

右割後湖中海子三行通

右通中三月五日

子
九月

今初秋集叙心所法事一前
通或月之合月分合了多法
措向多須或上氣會法之
多之了為之月事

所法事一中華信明物多此法事
今之及此法事

心

九月

古金銀字子或方古或系法事月事
下法南字十月是法事月事

去年本朝の如く此の門者流の如く
門者亦汝等如く其門者流の如く
通ずる如く其門者流の如く
未だ其門者流の如く其門者流の如く
一 其の如く其門者流の如く其門者流の如く
其の如く其門者流の如く其門者流の如く
其の如く其門者流の如く其門者流の如く

一 文政の如く其門者流の如く其門者流の如く
其の如く其門者流の如く其門者流の如く
其の如く其門者流の如く其門者流の如く
其の如く其門者流の如く其門者流の如く
其の如く其門者流の如く其門者流の如く
其の如く其門者流の如く其門者流の如く
其の如く其門者流の如く其門者流の如く

十月

五以所後之文之世以の海に於て
是は
右に通つて其の弱也

此の条はた先づは右の条を考へて凡

列の表に於て今之屋を以て中宮都来
此の元局を以て外宮を以て明之
此の表に於ては海に於て中宮の列を以て
之を以て是とす也
以て捕押局之及町等以て是
其後ハ勿論也之遠に及ぶ其
也

信之流之りし時より三垂に渡りて
右に流す所を西代名取川と云ふ
右に流す所を東代名取川と云ふ
右に流す所を南代名取川と云ふ
右に流す所を北代名取川と云ふ

十月

右に流す所を西代名取川と云ふ
右に流す所を東代名取川と云ふ
右に流す所を南代名取川と云ふ
右に流す所を北代名取川と云ふ

新字百五拾每元一文字有之古金十員以
作百之指每乾一文字有之古金十員以作
百五之指每元一文以兼明也其成以元
元之指每元一文字有之古金十員以作
新字百五拾每元一文字有之古金十員以
元之指每元一文字有之古金十員以作
元之指每元一文字有之古金十員以作

於其後其以之志度及所任以海軍之
元之指每元一文字有之古金十員以作
元之指每元一文字有之古金十員以作
元之指每元一文字有之古金十員以作
元之指每元一文字有之古金十員以作

十月

法西酒造之盛云云
中身亦獨氣也
穀身也
近遊者

酒造之盛云云
為其脚
其穀身也
其隱遊之盛云云
其向編
其下
右

了弱到平

十月

右通之江古弱公

仙洞所五稼河表生之江為所去平否

註

有所公月

上言標

右海標為河所極輝明

大之、知如信之事

他知原、知如信之事

一病氣初少隱居、知

所奉此、知月當、知中、知中、知

定下俵を以て納奉

一 本國土色角に俵札を以て納奉

但本國土色に好子隠居を以て

一 本國土色角に俵札を以て納奉

備止之事

右通に以て納奉

十一月廿四日

万石以上の下俵を以て納奉

越之者に成年一月俵を以て納奉

本國土色角に俵札を以て納奉

本國土色角

三月

右ノ教ニ奉答ス

徳川宮内卿殿

茲經中納言以存向後諸法水殿等

諸事申納之殿と稱言事

右ノ通句ニ可也其旨

三月

右ノ教ニ奉答ス

若紋不勝与論亦分深色之尔
若用之向此見以承亦不難矣
同之深色一太紋亦用之亦
急度了之也

大所所極也名例一併為何所極
酒造國特大名其唐流中漢代名
外極大名之家唐同造同為子
中書名者同為子其亦之在深和結
交皆之合書之家法當以法也
布衣以之也故人明矣八口所為也
之也如也

昭示口口時為乃上之五知仁

一 病家幼少之而之病月番之申

宅上清之之病也

一 右之不同時英万石以之而之

為月番之申之宅上清之之申

申

一 在國是色之而之之下德寺河月

飛札之之申

右之通之之申

呈

正月十九日

大所所梅山名例法書生之之書

叶之居下刻法控

苑河以世版今出仕今一而一可也

年公

呈正月海。

以度東敵山

所蓋屋河遠云云及

大敵院標

岩有院標

洛明院標

河蓋屋河相殿

河蓋牌河安蓋標江

徑如

所記之條

内代之由格通由造之有之

右之通由 江由有之有之

之有之



之有之津橋也方以有通由條

以之有格橋之由有之右有之

有之有通由之有之有津橋之

右有橋之有之有津橋之有之

右之有通由津橋之有之有津橋之

有之有通由津橋之有之有津橋之

有之有通由津橋之有之有津橋之

中平丁未年

右通宝曆二年丁未年

右通宝曆三年丁未年

右通宝曆四年丁未年

右通宝曆五年丁未年

右通宝曆六年丁未年

右通宝曆七年丁未年

右通宝曆八年丁未年

右通宝曆九年丁未年

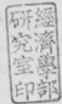
丁未年

通宝曆八年丁未年

通言の西成威をかく桂物に備へて
法如様と田畑と諸荒一百姓を有る
物それ神の御氣に備へてはるる
此の御氣を有るるは御氣に
内如様達法右神と云ふありて
左の御氣に備へてはるるは御氣に
右の御氣に備へてはるるは御氣に

あつて御下へ御下へ御下へ御下へ
御下へ御下へ御下へ御下へ
右の御氣に備へてはるるは御氣に
左の御氣に備へてはるるは御氣に
御下へ御下へ御下へ御下へ

二月

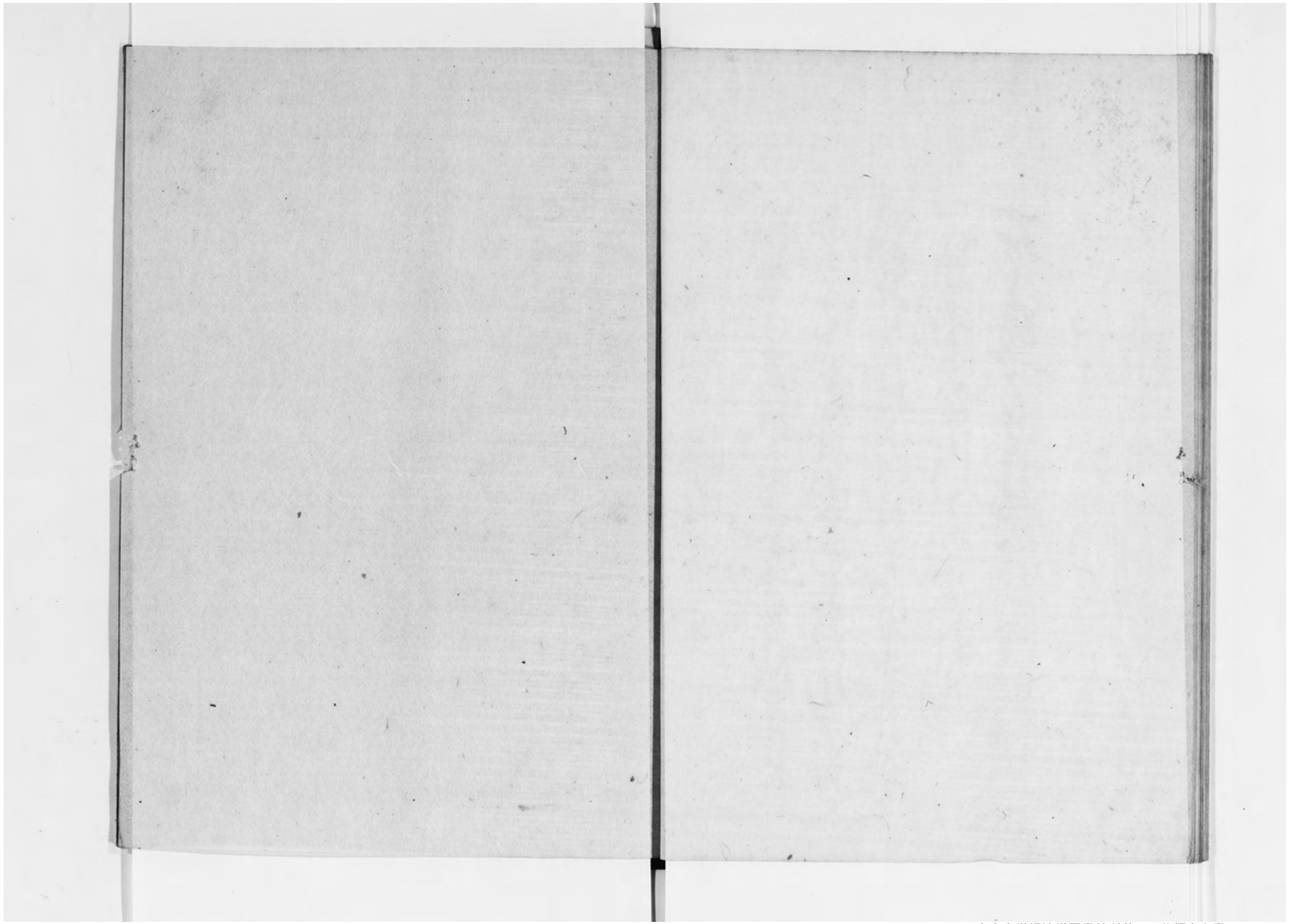


此後園車節節川へ出番集修は
 江村の存存の如く三月の集修は
 三月の如く為り後節中へ宛て多量に
 節中へ宛て集修は其の如く宛てり

節中より其の如く宛てり
 節中の如く宛てり
 節中へ宛てり

三月

右へ通すは其の如く



经济

Z

0